

申請手数料（低炭素認定・省エネ適合性判定・省エネ性能向上計画認定）

●手数料算定式

建物の用途に応じて、申請に係るものを合計した額となります。

建築物の用途	算定式
一戸建ての住宅	(1)
共同住宅等	(2) + (3)
複合建築物	(2) + (3) + (4)
非住宅建築物	(4)

●手数料算定の建築物の算定規模

申請	算定規模
低炭素認定 省エネ性能向上認定	建築物全体 又は複合建築物の住宅（又は非住宅）部分
省エネ適合性判定	増改築の場合は、増改築部分

*建築物省エネ法第11条により、2025年4月以降は、増築又は改築部分の計画について省エネ基準に適合することとなりました。

(1) 一戸建ての住宅

評価方法等	新規申請				変更申請				軽微変更証明			
	事前審査等	(誘導)仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法	事前審査等	(誘導)仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法	事前審査等	(誘導)仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法
一戸建ての住宅	5,200	19,100	27,000	37,100	3,200	10,100	14,100	19,200	1,600	5,000	7,000	9,600

(2) 住宅部分

評価方法等	新規申請				変更申請				軽微変更証明				
	事前審査等	(誘導)仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法	事前審査等	(誘導)仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法	事前審査等	(誘導)仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法	
住宅部分がない	0				0				0				
共同住宅等の全戸数	1戸	5,200	19,100	27,000	37,100	3,200	10,100	14,100	19,200	1,600	5,000	7,000	9,600
	2～5戸	10,300	35,900	53,900	74,900	6,200	19,000	27,900	38,500	3,100	9,500	13,900	19,200
	6～10戸	17,500	51,900	75,800	105,400	10,500	27,700	39,600	54,500	5,200	13,800	19,800	27,200
	11～戸	29,100	74,600	108,300	148,300	17,500	40,200	57,000	77,100	8,700	20,100	28,500	38,500

(3) 共同住宅等の共用部分

評価方法等	新規申請		変更申請		軽微変更証明	
	事前審査等	市へ直接申請	事前審査等	市へ直接申請	事前審査等	市へ直接申請
共用部分がない 又は共用部分を評価しない(*)	0		0		0	
共用部分の床面積 ～ 300㎡	10,300	118,500	6,200	60,300	3,100	30,100

(4) 非住宅部分

評価方法等	新規申請				変更申請				軽微変更証明			
	事前審査等	工場等	モデル建物法	標準入力法等	事前審査等	工場等	モデル建物法	標準入力法等	事前審査等	工場等	モデル建物法	標準入力法等
共用部分がない 又は共用部分を評価しない(*)	0				0				0			
非住宅部分の床面積 ～ 300㎡	10,300	47,500	95,000	248,400	6,200	24,300	48,600	125,200	3,100	12,100	24,300	62,600

(注意)

- ・「複合建築物」は非住宅部分及び住宅部分を有するものをいい、「住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの」等を含む。
- ・「床面積」は、建築物省エネ法の開放部分を除かない。
- ・「事前審査等」は、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査に適合した低炭素認定及び性能向上計画認定、申請する住宅（又は非住宅）部分のすべてを評価しない適合性判定、複数建築物の性能向上計画認定を受けた他の建築物の適合性判定をいう。
- ・「工場等」は、申請する非住宅部分の用途が、基準省令第10号に規定する「工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの）」であるものをいう。
- ・【適合性判定】(*)共同住宅等の共用部分のみを申請し、そのすべてを評価しない場合、「事前審査等」を適用する。
- ・【低炭素認定】共同住宅等の共用部分がない場合、2022年10月以降は、床面積に応じて加算する。
(低炭素基準告示第119号 1. 第3により、2022年10月以降は、共同住宅等の共用部分を評価対象から除くことはできません。)
- ・【低炭素認定】共同住宅等の共用部分に評価対象設備がない場合、「共用部分が存在しない」を適用する。
- ・【低炭素認定】2022年10月より前に申請した「住戸のみ」の変更申請又は軽微変更証明は、「全戸数」を「申請戸数」と読み替える。
(法第30条及び基準省令第10条により、2022年10月以降は、住戸のみを新規申請できません。)
- ・【性能向上認定】複数建築物による認定を申請する場合、建築物1棟ごとに手数料を算出し、合算する。